



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 沢井製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤井 光郎
(コード番号：4555 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員戦略企画部長
澤井 健造
(T E L : 06 - 6105 - 5823)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることになりましたので、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）及び 35 条（社外監査役との責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 27 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す	第 27 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に

<p>る額とする。</p> <p>第 35 条（<u>社外監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条（<u>監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

（3）日程

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 67 回定時株主総会の決議を経て同日に効力が発生します。

以 上